

3.4 対応の目標時間の決定

現有リソースへの被害をもとに、リソースの制約がどの程度生じるかを分析し、「現状で可能な対応の時間」を推定し、「許容中断時間」とのギャップを確認し、対応の目標時間を設定する。

下水道BCP（地震・水害編）は、参集した職員が順次優先実施業務を行い、人員が不足する場合には応援を要請するため、表3.3.5の結果を参考に、緊急点検・緊急調査までを許容中断時間よりも早い時間を目標対応時間とし、緊急点検・緊急調査以降は許容中断時間を目標対応時間として設定した。

次頁以降に、震災時と水害時それぞれの優先実施業務別対応時間およびリソースを示す。

表3.4.1 優先実施業務別対応目標時間およびリソース（震災時）（1）

優先実施業務	業務内容	勤務時間内		勤務時間外		確保するリソース					
		許容中断 時間	対応の目標 時間	許容中断 時間	対応の目標 時間	人		モノ		実施方法（支援等が必要な業務）	
						下水道 関連課	支援等	下水道 関連課	支援等		
庁舎の安全確保	屋外へ来庁者の避難支援・避難誘導	3時間以内	直後	3時間以内	3時間以内	○	－	○	－		
	負傷者の確認・救助										
	施設の外壁・柱・天井等を目視で確認										
	重大な損傷が発見された場合は、施設の一部の使用制限										
職員等の安否確認	安否確認担当者による職員等の参集状況および安否確認	3時間以内	直後	3時間以内	直後	○	－	○	－		
	現場管理や調査、休暇取得で在庁していない職員は安否と帰庁・参集時間の目処を連絡										
	参集できない職員は、自ら安否確認担当者に報告										
	安否確認担当者は状況を安否確認責任者に報告										
	参集状況を確認し、本部連絡員を通じて災害対策本部へ報告										
	安否確認責任者は下水道関連課への安否と参集状況の周知										
上下水道局災害対策本部の 立ち上げ	上下水道局災害対策本部の立上げと指揮系統の確立	6時間以内	1時間以内	6時間以内	3時間以内	○	－	○	－		
	データ類の保護										
	本部連絡員は災害対策本部への初動連絡										
資機材・通信手段の確認・確保	資機材・通信手段等を確認・確保 地域防災計画に定める通信手段の使用優先順位に従い連絡する	6時間以内	3時間以内	6時間以内	3時間以内	○	－	○	－		
	通信手段が使用できない場合、情報伝達要員を派遣して市内部および 防災関係機関との連絡体制を確保										
	優先実施業務を実施するために必要な資源の確保状況の確認										
被害状況の確認	千葉県手賀沼下水道事務所、千葉県江戸川下水道事務所の被害状況の 確認	3時間以内	3時間以内	3時間以内	3時間以内	○	－	○	－		
	ポンプ場・貯留場施設の被害状況を下水道施設維持管理業者に確認、 総務班に報告										
	ポンプ場・貯留場施設の復旧に係わる業者の手配・発注										
交通規制	汚水管および雨水管被害発生箇所の交通規制および迂回路の設定	3時間以内	3時間以内	3時間以内	3時間以内	○	○	○	○	土木部 道路整備課、道路サービス事務所と連携し、交通規制を実施する。資機材は道路整備課から借用する。	
	被害状況と迂回路設定内容を総括・情報班への報告										
	交通規制情報等の届出書類の作成										
	国道、県道については、国、県と協議										
県への災害情報の報告	県土整備部下水道課へ被害状況等を報告	6時間以内	3時間以内	6時間以内	6時間以内	○	－	○	－		
災害情報の収集・共有	報道、他部局からの連絡、住民からの通報等により、被災地域や危険 箇所等の情報収集し下水道関連課に共有	6時間以内	3時間以内	6時間以内	6時間以内	○	－	○	－		
関連行政部局、 民間企業との連絡調整	関連行政部局(土木部、水道関連課、環境部)との連絡体制の確保	6時間以内	3時間以内	6時間以内	6時間以内	○	－	○	－		
	関連行政部局(土木部、水道関連課との点検・調査、復旧等に関する 協議										
	関連行政部局(環境部)との避難所のトイレ機能に関する協議										
	建設関連防災ネットワークとの協力体制の確認										
降雨情報の確認	今後の降雨予報をYahoo! JAPANアプリ防災速報、気象情報から、千葉 県防災ポータルサイトにて雨量・水位、河川の水位を確認、下水道関 連課に共有	6時間以内	3時間以内	6時間以内	6時間以内	○	－	○	－		
通常業務の選定	実施する通常業務の決定	6時間以内	6時間以内	6時間以内	6時間以内	○	－	○	－		
	継続すべき業務以外の通常業務の停止										

表3.4.1 優先実施業務別対応目標時間およびリソース（震災時）（2）

優先実施業務		業務内容	勤務時間内		勤務時間外		確保するリソース					
			許容中断 時間	対応の目標 時間	許容中断 時間	対応の目標 時間	人		モノ		実施方法（支援等が必要な業務）	
							下水道 関連課	支援等	下水道 関連課	支援等		
支援要請・受援体制の整備		被災状況から調査および復旧に関して、支援要請の可否を判断し総務班に報告	24時間以内	24時間以内	24時間以内	24時間以内	○	-	○	-		
		支援が必要な場合、本部連絡員および応援・受援窓口を通じて協定締結先へ人員・資機材の要請										
		受援体制の整備、受入場所（作業スペース・資機材・保管場所）の確保										
緊急点検	管路施設	地上部から目視による人的被害につながる二次災害の原因となる被害発見(河川・軌道横断および緊急輸送道路下に布設された管路)	3日以内	24時間以内	3日以内	24時間以内	○	-	○	-		
		被害による重大な環境汚染や機能支障の把握										
	排水ポンプ場・貯留場	人的被害につながる二次災害の原因となる被害の発見	3日以内	2日以内	3日以内	2日以内	○	○	○	○	下水道施設維持管理業者に点検に必要な人・モノの確保すべて依頼して実施する。	
		施設機能に重大な影響を与える可能性のある被害の把握										
	マンホールポンプ	全体の被害状況を把握するため、マンホール蓋を開けての調査(すべてのマンホールポンプ) 通電している場合は、下水道施設維持管理業者に依頼し、貯留場から動作状況を確認	3日以内	2日以内	3日以内	3日以内	○	○	○	○	下水道施設維持管理業者に点検に必要な人・モノの確保すべて依頼して実施する。	
		汚水溢水や機能支障の把握										
	樋管・調整池	下水道工務課が管理するすべての樋管・調整池について、外観の目視による点検を実施	3日以内	2日以内	3日以内	3日以内	○	○	○	○	下水道施設維持管理業者に点検に必要な人・モノの確保すべて依頼して実施する。	
緊急調査	管路施設（緊急調査）	地上部から目視による被害状況の把握(緊急点検対象路線を除いた重要な幹線等)	7日以内	2日以内	7日以内	2日以内	○	-	○	-		
		液状化等による広域被害地区の把握										
		簡易な応急復旧の必要性の判断										
	排水ポンプ場・貯留場	優先的に点検すべき箇所、通報があった箇所の調査	3日以内	2日以内	3日以内	2日以内	○	○	○	○	下水道施設維持管理業者に調査に必要な人・モノの確保すべて依頼して実施する。	
		被災建築物の応急危険度判定 貯留場に保管されているPCBの確認										
	マンホールポンプ	全体の被害状況を把握するため、マンホール蓋を開けての調査(すべてのマンホールポンプ) 通電している場合は、下水道施設維持管理業者に依頼し、貯留場から動作状況を確認	3日以内	2日以内	3日以内	3日以内	○	○	○	○	下水道施設維持管理業者に調査に必要な人・モノの確保すべて依頼して実施する。	
		汚水溢水や機能支障の把握										
樋管・調整池	下水道工務課が管理するすべての樋管・調整池について、外観目視の点検	3日以内	2日以内	3日以内	3日以内	○	○	○	○	下水道施設維持管理業者に調査に必要な人・モノの確保すべて依頼して実施する。		
被害情報の収集と発信		情報が不足している地区の情報収集	24時間以内	24時間以内	24時間以内	24時間以内	○	-	○	-		
		緊急点検・調査等のデータ収集と整理										
		被害状況を総括・情報班に報告										
		深刻な被害が出ている地域の被害状況の把握										
		市民等からの未確認情報の事実確認										
		被災状況・復旧見通し等の情報発信										

表3.4.1 優先実施業務別対応目標時間およびリソース（震災時）（3）

優先実施業務		業務内容	勤務時間内		勤務時間外		確保するリソース				
			許容中断 時間	対応の目標 時間	許容中断 時間	対応の目標 時間	人		モノ		実施方法（支援等が必要な業務）
							下水道 関連課	支援等	下水道 関連課	支援等	
簡易な応急復旧工事計画の策定		工事スケジュール等、簡易な応急復旧工事計画の策定	24時間以内	24時間以内	24時間以内	24時間以内	○	-	○	-	
簡易な応急復旧		仮設ポンプ、仮設配管、汚泥吸引車で汚水溢水等の被害を解消	2日～ 7日以内	3日以内	2日～ 7日以内	3日以内	○	○	○	○	管路施設の応急復旧器具2班分、排水ポンプ場の応急復旧器具を1班分、協定先から手配して実施する。
		重大な機能障害および二次災害等の危険性を回避するための措置									
		緊急輸送路等の交通障害の解消									
		確認された被害発生箇所では簡易な応急復旧が必要と判断された部分の応急復旧実施									
下水道復旧班（管路担当）の補佐		管路担当業務の応援	3日以内	3日以内	3日以内	3日以内	○	-	○	-	
一次調査	管路施設	全体の被害状況を把握するため、マンホール蓋を開けての調査（すべての管きょ（流域下水道・他市管理除く））	14日以内	14日以内	14日以内	14日以内	○	○	○	○	協定先から調査要員の支援を50人/日、調査器具・記録器具・通信器具を10班分を手配して実施する。
		応急復旧・二次調査の必要性の判定									
	排水ポンプ場・貯留場	ポンプ場の最小限の機能回復を目指すための情報を得るための調査を実施	14日以内	7日以内	14日以内	7日以内	○	○	○	○	下水道施設維持管理業者に調査に必要な人・モノの確保すべて依頼して実施する。
		応急復旧・二次調査の必要性の判定									
	マンホールポンプ	緊急点検・調査で異常が発見された箇所の被害の程度の把握	14日以内	7日以内	14日以内	7日以内	○	○	○	○	下水道施設維持管理業者に調査に必要な人・モノの確保すべて依頼して実施する
		応急復旧・二次調査の必要性の判定									
応急復旧	管路施設	応急復旧工事の実施	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	○	○	○	○	協定先から11箇所分の応急復旧器具と復旧要員を手配して実施する。
	排水ポンプ場・貯留場	応急復旧工事の実施	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	○	○	○	○	下水道施設維持管理業者、協定先から応急復旧器具と復旧要員を手配して実施する。
	マンホールポンプ	応急復旧工事の実施	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	○	○	○	○	協定先から2箇所分の応急復旧器具と復旧要員を手配して実施する。
浸水対応		浸水常襲地区の巡視	特定状況に応じて対応	特定状況に応じて対応	特定状況に応じて対応	○	○	○	○	下水道施設維持管理業者、協定先から浸水対応人員と対応用の資機材を手配して実施する。	
		降雨時に浸水の被害が懸念される場所に仮設ポンプ、土のう等を設置									
余震への備え		関連行政部局・民間企業との連絡体制確保	特定状況に応じて対応	特定状況に応じて対応	特定状況に応じて対応	○	○	○	○		
		発災時の支援依頼									
		資機材の残数確認と不足分確保									

表3.4.2 優先実施業務別リソース（水害時）

優先実施業務	業務内容	確保するリソース					
		人		モノ		実施方法（支援等が必要な業務）	
		下水道 関連課	支援等	下水道 関連課	支援等		
上下水道局災害対策本部の 立ち上げ	上下水道局災害対策本部の立上げと指揮系統の確立	○	-	○	-		
	本部連絡員は災害対策本部への初動連絡						
降雨情報等の確認	今後の降雨予報、千葉県防災ポータルサイトにて雨量・水位、河川の水位を確認、下水道関連課に共有	○	-	○	-		
下水道施設に関する情報の確認	降雨情報から洪水ハザードマップ、内水ハザードマップで下水道施設の被害を想定	○	○	○	-	・下水道施設維持管理業者に依頼し、貯留場と排水ポンプ場の非常用発電機の運転状況と燃料状況を現地にて確認する。 ・下水道施設維持管理業者に貯留と排水ポンプ場のの非常用発電機、排水ポンプ予備機、樋管の稼働点検を依頼する。	
	ポンプ場・貯留場運転状況の確認						
	風水害による停電に備え、ポンプ場・貯留場の非常用発電機燃料情報の確認						
	総務班に報告						
関連行政部局、民間企業との連絡調整	関連行政部局（土木部、水防本部、河川管理者、環境部局等）との連絡体制の確保	○	-	○	-		
	下水道施設に関する情報の共有						
	河川水位等の情報の確認、下水道関連課に共有						
水害発生に備えた事前準備	浸水懸念地域の巡視	○	○	○	○	浸水防止のために必要な資機材を、下水道施設維持管理業者や協定先に依頼して手配する。	
	発災時の緊急措置、応急復旧依頼業者との連絡体制の確認						
	排水ポンプ車、発電機、発電機燃料の要請準備						
	浸水防止のための措置（土のう（水のう）設置、仮設ポンプの設置等）						
	樋管ゲートの閉鎖						
	非常用発電設備の稼働点検						
	排水ポンプの予備機の稼働点検						
	資機材の備蓄状況の確認						
	データ類の保護						
	発災後の対応内容と役割の確認						
被害状況の確認	市民からの問い合わせ内容の確認	○	○	○	-	下水道施設維持管理業者に依頼し、現地の被害状況を確認する。	
	ポンプ場・貯留場施設の被害状況を維持管理業者に確認、総務班に報告						
施設巡視・復旧	浸水懸念地域、被害箇所の巡視	○	○	○	○	下水道施設維持管理業者や協定先、他部局から復旧用資機材の手配と作業の依頼をする。	
	道路冠水・汚水溢水箇所に排水ポンプ車を要請し解消、清掃と消毒の実施						
	マンホール蓋飛散箇所の交通規制						
	停電地域の施設に可搬式発電機、燃料の要請						
被害状況の報告	災害対策本部、県土整備部に被害状況の報告	○	-	○	-		

3.5 非常時対応の手順

優先実施業務を行うための対応の手順について、勤務時間内に震災が発生した場合と勤務時間外に震災が発生した場合、水害発生前の事前準備の 3 パターンに分け、時系列的に整理する。

なお、下水道 BCP（地震・水害編）の地震規模は柏市直下地震の震度 6 弱～6 強（マグニチュード 7.3）を想定しているため、震度や被害状況に応じて以下のような対応をとる。

- 震度 5 強以上を観測した場合

下水道 BCP（地震・水害編）の非常時対応計画に則り、優先実施業務を行う。

- 震度 5 弱を観測した場合

下水道施設の点検・調査は住民の問い合わせに基づく対応とする。

- 被害規模が想定よりも小さい場合

被害規模が想定よりも小さく、震災時の優先実施業務と並行して通常業務の実施も可能と判断される場合、下水道 BCP（感染症対策編）にて整理した優先業務を参照し、震災時に行う通常業務を選定する。通常業務の優先業務は参考資料に示す。

次頁以降に非常時対応計画を示す。

表3.5.1 震災時非常時対応計画（勤務時間内）(1)

時間	優先実施業務	総務班	下水道復旧班（管路担当）	下水道復旧班（施設担当）	関連部局・企業等	参照資料
直後	安全確保・避難	・安全確保し、振動停止後、千代田町公園へ避難 ・負傷者・閉じ込めの確認・救助、応急措置 ・庁舎の安全チェック	・安全確保し、振動停止後、千代田町公園へ避難	・安全確保し、振動停止後、千代田町公園へ避難		資料1 安全確保・避難
	安否確認	【安否確認担当者】 ・点呼で確認、不在者の連絡状況確認後、安否確認責任者報告へ報告 【不在者】 ・安否確認担当者に安否・参集目安を報告 【安否確認責任者】 ・本部連絡員に報告	【安否確認担当者】 ・点呼後、不在者の連絡状況確認後、安否確認責任者報告へ報告 【不在者】 ・安否確認担当者に安否・参集目安を報告	【安否確認担当者】 ・点呼後、不在者の連絡状況確認後、安否確認責任者報告へ報告 【不在者】 ・安否確認担当者に安否・参集目安を報告	・本部連絡員	資料2 安否確認・参集確認
～1時間	上下水道局災害対策本部の立ち上げ	・上下水道局災害対策本部の場所を確保、指揮系統を確立 ・データ類の保護、損傷時復旧依頼 ・本部連絡員に災害対策本部への初動連絡依頼	・下水道台帳のデータ損傷時は業者に復旧を依頼		・本部連絡員 ・DSK ・国際航業 ・フューチャーイン	資料3 上下水道局災害対策本部 立ち上げ 資料4 連絡先一覧
～3時間	被害状況の確認	・千葉県手賀沼下水道事務所、千葉県江戸川下水道事務所の被害状況の確認		・下水道施設維持管理業者に篠籠田貯留場とマンホールポンプ場の被害状況を確認 ・下水道施設維持管理業者に柏ビレジ排水ポンプ場の被害状況確認 →総務班へ報告 下水道施設維持管理業者に点検・調査・復旧依頼	・ウォーターエージェンシー ・昼 ・千葉県手賀沼下水道事務所 ・千葉県江戸川下水道事務所	資料4 連絡先一覧 資料5 被害情報収集
	災害情報の収集・共有（※）	・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等により、被災地域や危険箇所等の情報収集し下水道関連課に共有			・本部連絡員	資料5 被害情報収集
	県への災害情報の報告（※）	・県土整備部下水道課へ被害状況等を報告			・県土整備部下水道課	資料6 災害情報の報告
	降雨情報の確認（※）	・今後の降雨予報、千葉県防災ポータルサイトにて雨量・水位、河川の水位を確認。 →下水道関連課に共有		・降雨情報から浸水が懸念される場所を推定。 →土のう（水のう）・仮設ポンプの設置を下水道施設維持管理業者に指示。	・ウォーターエージェンシー ・昼	資料4 連絡先一覧 資料7 水害想定
	資機材・通信手段の確認・確保	・上下水道局災害対策本部に使用する資機材、連絡手段を確保。 ・通信手段確保できない場合、情報連絡員による市内部および防災関係との連絡体制確保	・緊急点検に必要な資料・資機材を用意 ・点検ルート策定、点検担当者の決定 ・上下水道局災害対策本部との通信手段を確認・確保 →管路施設の緊急点検開始（～24時間）	・緊急点検に必要な資料・資機材を用意 ・点検ルート策定、点検担当者の決定 ・上下水道局災害対策本部との通信手段を確認・確保 →施設（調整池）の緊急点検・調査開始（～2日） ※排水ポンプ場・貯留場・マンホールポンプ場・樋管は下水道施設維持管理業者に依頼		資料8 資機材・通信手段 資料9 管路施設 資料10 マンホールポンプ 資料11 排水ポンプ場 資料12 貯留場 資料13 樋管・調整池
	関連行政部局、民間企業との連絡調整	【全部局共通】 ・今後の連絡体制、手段の確認 ・被害情報の共有 【土木部、水道関連課】 ・点検調査ルートの共有 ・他部局対応内容の把握 ・連携事項の確認 【環境部】 ・仮設トイレの設置方針（設置箇所、対応者）の確認 【総務部（応援・受援窓口）】 ・本部連絡員経由で県や協定締結先への支援要請依頼	【全部局共通】 ・今後の連絡体制、手段の確認 ・被害情報の共有 【土木部、水道関連課】 ・点検調査ルートの共有 ・他部局対応内容の把握 ・連携事項の確認 【環境部】 ・仮設トイレの設置方針（設置箇所、対応者）の確認 【総務部（応援・受援窓口）】 ・本部連絡員経由で県や協定締結先への支援要請依頼	【全部局共通】 ・今後の連絡体制、手段の確認 ・被害情報の共有 【土木部、水道関連課】 ・点検調査ルートの共有 ・他部局対応内容の把握 ・連携事項の確認 【環境部】 ・仮設トイレの設置方針（設置箇所、対応者）の確認 【総務部（応援・受援窓口）】 ・本部連絡員経由で県や協定締結先への支援要請依頼	・土木部 ・水道関連課 ・環境部 ・総務部（応援・受援窓口） ・本部連絡員	資料4 連絡先一覧 資料14 関連部局との調整

表3.5.1 震災時非常時対応計画（勤務時間内）(2)

時間	優先実施業務	総務班	下水道復旧班（管路担当）	下水道復旧班（施設担当）	関連部局・企業等	参照資料
～3時間	交通規制	・交通規制情報等の届出書類の作成 ・本部連絡員に報告 ・国道、県道については、国、県と協議	・公共下水道管被害発生箇所の交通規制および迂回路の設定 ・被害状況と迂回路設定内容を総括・情報班への報告	・公共下水道管被害発生箇所の交通規制および迂回路の設定 ・被害状況と迂回路設定内容を総括・情報班への報告	・本部連絡員 ・柏警察署 ・千葉県警察本部	資料4 連絡先一覧
	支援要請	・県・協定締結先へ本部連絡員、総務部を通じて人員・資機材の要請			・本部連絡員 ・総務部（応援・受援窓口）	資料15 支援要請
～6時間	通常業務の選定	・継続すべき通常業務の決定、中止業務を市民にお知らせ				資料16 通常業務の選定
～24時間	緊急点検		【河川・軌道横断および緊急輸送道路下に布設された管路】・地上部から目視による人的被害につながる二次災害の原因となる被害発見 ・被害による重大な環境汚染や機能支障の把握 →緊急調査開始（～2日）	【排水ポンプ場・貯留場・マンホールポンプ（全箇所）・樋管】 ・下水道施設維持管理業者に緊急点検・調査実施中。（～2日） 【・調整池】 ・職員による点検実施中。（～2日）		資料9 管路施設
	支援要請・受援体制の整備(※)	・県・協定締結先へ本部連絡員、総務部を通じて人員・資機材の要請 ・受援体制の整備、受入場所（作業スペース・資機材・保管場所）の確保	・被災状況から調査および復旧に関して、支援要請の可否を判断し、現況と必要な支援内容を総務班に報告	・被災状況から調査および復旧に関して、支援要請の可否を判断し、現況と必要な支援内容を総務班に報告	・本部連絡員 ・総務部（応援・受援窓口）	資料4 連絡先一覧 資料15 支援要請
	被害情報の収集と発信(※)	・情報が不足している地区の情報収集 ・緊急点検・調査等のデータ収集と整理 ・深刻な被害が出ている地域の被害状況の把握 ・市民等からの未確認情報の事実確認 ・被害状況・復旧見通し等を本部連絡員を經由して市民に情報発信	・緊急点検・調査等のデータ収集と整理 ・被害情報を総務班に報告	・緊急点検・調査等のデータ収集と整理 ・被害情報を総務班に報告	・本部連絡員 ・本部事務局（情報処理班）	資料5 被害情報収集 資料8 資機材・通信手段
	簡易な応急復旧工事計画の策定	・工事スケジュール等、簡易な応急復旧工事計画の策定 ・支援が必要な場合、本部連絡員より災害対策本部を通じて協定先等に要請	・工事スケジュール等、簡易な応急復旧工事計画の策定の補佐	・工事スケジュール等、簡易な応急復旧工事計画の策定の補佐	・本部連絡員 ・総務部（応援・受援窓口）	資料4 連絡先一覧 資料15 支援要請
	定期業務	・災害情報の収集・共有 ・県への災害情報の報告 ・降雨情報の確認	・降雨情報の確認	・降雨情報の確認	・県土整備部下水道課	資料4 連絡先一覧 資料5 被害情報収集 資料6 災害情報の報告 資料7 水害想定
～2日	緊急調査		【重要な幹線等(緊急点検路線除く)】 ・地上部から目視による被害状況の把握 ・液状化等による広域被害地区の把握 ・簡易な応急復旧の必要性の判断 →一次調査開始（～14日）	【排水ポンプ場・貯留場】 ・人的被害につながる二次災害の原因となる被害の発見 ・施設機能に重大な影響を与える可能性のある被害の把握 ・優先的に点検すべき箇所、通報があった箇所の調査 ・被災建築物の応急危険度判定 ・貯留場に保管されているPCBの確認 ・下水道施設維持管理業者に緊急点検・調査を依頼。 →一次調査開始（～7日） 【マンホールポンプ（全箇所）】 ・マンホール蓋を開けて全体の被害状況を把握する調査 ・通電している場合は、下水道施設維持管理業者に依頼し、貯留場からマンホールポンプの動作状況を確認 ・汚水溢水や機能支障の把握 →一次調査開始（～7日） 【樋管・調整池】 ・外観目視による点検、調査	・ウォーターエージェンシー ・昱	資料4 連絡先一覧 資料9 管路施設 資料10 マンホールポンプ 資料11 排水ポンプ場 資料12 貯留場 資料13 樋管・調整池

※…定期業務。応急復旧完了まで定期的に行う。

表3.5.1 震災時非常時対応計画（勤務時間内）(3)

時間	優先実施業務	総務班	下水道復旧班（管路担当）	下水道復旧班（施設担当）	関連部局・企業等	参照資料
～3日	簡易な応急復旧		【管路施設】 ・仮設ポンプ、仮設配管、汚泥吸引車で汚水溢水等の被害を解消 ・重大な機能障害および二次災害等の危険性を回避するための措置 ・確認された被害発生箇所では簡易な応急復旧が必要と判断された部分の応急復旧実施 ・応急復旧内容によって業者に依頼	【排水ポンプ場・貯留場】 ・仮設ポンプの設置による排水やポンプの稼働 ・配管破損箇所に仮設配管設置 ・重大な機能障害および二次災害等の危険性を回避するための措置 ・確認された被害発生箇所では簡易な応急復旧が必要と判断された部分の応急復旧実施 ・下水道施設維持管理業者へ簡易な応急復旧を依頼	・ウォーターエージェンシー ・昱 ・柏市建設業会 ・柏市建設関連防災ネットワーク ・三和総合	資料4 連絡先一覧 資料9 管路施設 資料11 排水ポンプ場 資料12 貯留場
	下水道復旧班（管路担当）の補佐		・施設担当の受け入れ、作業指示	・管路担当の応援		資料9 管路施設
	定期業務	・災害情報の収集・共有 ・県への災害情報の報告 ・降雨情報の確認 ・支援要請・受援体制の整備 ・被害情報の収集と発信	・降雨情報の確認 ・支援要請・受援体制の整備 ・被害情報の収集と発信	・降雨情報の確認 ・支援要請・受援体制の整備 ・被害情報の収集と発信	・県土整備部下水道課 ・本部連絡員 ・総務部（応援・受援窓口） ・本部事務局（情報処理班）	資料4 連絡先一覧 資料5 被害情報収集 資料6 災害情報の報告 資料7 水害想定 資料15 支援要請
～7日	一次調査		【すべての管きょ】 ・職員および応援者による一次調査実施中。（～14日）	【マンホールポンプ・排水ポンプ場・貯留場】 ・緊急点検・調査で異常が発見された箇所の被害の程度の把握 ・応急復旧・二次調査の必要性の判定 ・排水ポンプ場の最小限の機能回復を目指すための情報を得るための調査を実施 ・下水道施設維持管理業者に作業依頼。 →応急復旧開始（～30日）	・ウォーターエージェンシー ・昱	資料10 マンホールポンプ 資料11 排水ポンプ場 資料12 貯留場
	定期業務	・災害情報の収集・共有 ・県への災害情報の報告 ・降雨情報の確認 ・支援要請・受援体制の整備 ・被害情報の収集と発信	・降雨情報の確認 ・支援要請・受援体制の整備 ・被害情報の収集と発信	・降雨情報の確認 ・支援要請・受援体制の整備 ・被害情報の収集と発信	・県土整備部下水道課 ・本部連絡員 ・総務部（応援・受援窓口） ・本部事務局（情報処理班）	資料4 連絡先一覧 資料5 被害情報収集 資料6 災害情報の報告 資料7 水害想定 資料15 支援要請
～14日	一次調査		【すべての管きょ】 ・全体の被害状況を把握するため、マンホール蓋を開けての調査 ・応急復旧・二次調査の必要性の判定 →応急復旧開始（～30日）		・応援者	資料9 管路施設
	定期業務	・災害情報の収集・共有 ・県への災害情報の報告 ・降雨情報の確認 ・支援要請・受援体制の整備 ・被害情報の収集と発信	・降雨情報の確認 ・支援要請・受援体制の整備 ・被害情報の収集と発信	・降雨情報の確認 ・支援要請・受援体制の整備 ・被害情報の収集と発信	・県土整備部下水道課 ・本部連絡員 ・総務部（応援・受援窓口） ・本部事務局（情報処理班）	資料4 連絡先一覧 資料5 被害情報収集 資料6 災害情報の報告 資料7 水害想定 資料15 支援要請
～30日	応急復旧	・本部連絡員より災害対策本部を通じて業者・応援者を手配	・応急復旧工事の実施	・応急復旧工事の実施	・ウォーターエージェンシー ・昱 ・柏市建設業会 ・柏市建設関連防災ネットワーク ・応援者 ・本部連絡員 ・総務部（応援・受援窓口）	資料4 連絡先一覧 資料9 管路施設 資料10 マンホールポンプ 資料11 排水ポンプ場 資料12 貯留場
	定期業務	・災害情報の収集・共有 ・県への災害情報の報告 ・降雨情報の確認 ・支援要請・受援体制の整備 ・被害情報の収集と発信	・降雨情報の確認 ・支援要請・受援体制の整備 ・被害情報の収集と発信	・降雨情報の確認 ・支援要請・受援体制の整備 ・被害情報の収集と発信	・県土整備部下水道課 ・本部連絡員 ・総務部（応援・受援窓口） ・本部事務局（情報処理班）	資料4 連絡先一覧 資料5 被害情報収集 資料6 災害情報の報告 資料7 水害想定 資料15 支援要請

※…定期業務。応急復旧完了まで定期的に行う。

表3.5.2 震災時非常時対応計画（勤務時間外）（1）

時間	優先実施業務	総務班	下水道復旧班（管路担当）	下水道復旧班（施設担当）	関連部局・企業等	参照資料
直後	安否確認	【安否確認担当者】 ・所属課の安否を確認後、安否確認責任者報告へ報告 【所属課職員】 ・安否確認担当者に安否・参集目安を報告 →上下水道局新庁舎へ参集 【安否確認責任者】 ・本部連絡員に報告	【安否確認担当者】 ・所属課の安否を確認後、安否確認責任者報告へ報告 【所属課職員】 ・安否確認担当者に安否・参集目安を報告 →上下水道局新庁舎へ参集	【安否確認担当者】 ・所属課の安否を確認後、安否確認責任者報告へ報告 【所属課職員】 ・安否確認担当者に安否・参集目安を報告 →上下水道局新庁舎へ参集	・本部連絡員	資料2 安否確認・参集確認
～3時間	安全確保・避難	・庁舎の安全チェック				資料1 安全確保・避難
	上下水道局災害対策本部の立ち上げ	・上下水道局災害対策本部の場所を確保、指揮系統を確立 ・データ類の保護 ・本部連絡員に災害対策本部への初動連絡依頼			・本部連絡員 ・DSK ・国際航業 ・フューチャーイン	資料3 上下水道局災害対策本部 立ち上げ 資料4 連絡先一覧
	被害状況の確認	・千葉県手賀沼下水道事務所、千葉県江戸川下水道事務所の被害状況の確認		・下水道施設維持管理業者に篠籠田貯留場とマンホールポンプ場の被害状況を確認 ・下水道施設維持管理業者に柏ビレジ排水ポンプ場の被害状況確認 →総務班へ報告 - 下水道施設維持管理業者に点検・調査・復旧依頼	・ウォーターエージェンシー ・昱 ・千葉県手賀沼下水道事務所 ・千葉県江戸川下水道事務所	資料4 連絡先一覧 資料5 被害情報収集
	資機材・通信手段の確認・確保	・上下水道局災害対策本部に使用する資機材、連絡手段を確保。 ・通信手段確保できない場合、情報連絡員による市内部および防災関係との連絡体制確保	・緊急点検に必要な資料・資機材を用意 ・点検ルート策定、点検担当者の決定 ・上下水道局災害対策本部との通信手段を確認・確保 →管路施設の緊急点検開始（～24時間）	・緊急点検に必要な資料・資機材を用意 ・点検ルート策定、点検担当者の決定 ・上下水道局災害対策本部との通信手段を確認・確保 →施設（調整池）の緊急点検・調査開始（～2日） ※排水ポンプ場・貯留場・マンホールポンプ・樋管は下水道施設維持管理業者委託		資料8 資機材・通信手段 資料9 管路施設 資料10 マンホールポンプ 資料11 排水ポンプ場 資料12 貯留場 資料13 樋管・調整池
	交通規制	・交通規制情報等の届出書類の作成 ・本部連絡員に報告 ・国道、県道については、国、県と協議	・公共下水道管被害発生箇所の交通規制および迂回路の設定 ・被害状況と迂回路設定内容を総務班への報告	・公共下水道管被害発生箇所の交通規制および迂回路の設定 ・被害状況と迂回路設定内容を総務班への報告	・本部連絡員 ・柏警察署 ・千葉県警察本部	資料6 災害情報の報告
	支援要請	・県・協定締結先へ本部連絡員、総務部を通じて人員・資機材の要請			・本部連絡員 ・総務部（応援・受援窓口）	資料4 連絡先一覧 資料7 水害想定
～6時間	関連行政部局、民間企業との連絡調整	【全部局共通】 ・今後の連絡体制、手段の確認 ・被害情報の共有 【土木部、水道関連課】 ・点検調査ルートの共有 ・他部局対応内容の把握 ・連携事項の確認 【環境部】 ・仮設トイレの設置方針（設置箇所、対応者）の確認 【総務部（応援・受援窓口）】 ・本部連絡員経由で県や協定締結先への支援要請依頼	【全部局共通】 ・今後の連絡体制、手段の確認 ・被害情報の共有 【土木部、水道関連課】 ・点検調査ルートの共有 ・他部局対応内容の把握 ・連携事項の確認 【環境部】 ・仮設トイレの設置方針（設置箇所、対応者）の確認 【総務部（応援・受援窓口）】 ・本部連絡員経由で県や協定締結先への支援要請依頼	【全部局共通】 ・今後の連絡体制、手段の確認 ・被害情報の共有 【土木部、水道関連課】 ・点検調査ルートの共有 ・他部局対応内容の把握 ・連携事項の確認 【環境部】 ・仮設トイレの設置方針（設置箇所、対応者）の確認 【総務部（応援・受援窓口）】 ・本部連絡員経由で県や協定締結先への支援要請依頼	・土木部 ・水道関連課 ・環境部 ・総務部（応援・受援窓口） ・本部連絡員	資料4 連絡先一覧 資料14 関連部局との調整
	県への災害情報の報告（※）	・県土整備部下水道課へ被害状況等を報告			・県土整備部下水道課	資料4 連絡先一覧 資料14 関連部局との調整
	災害情報の収集・共有（※）	・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等により、被災地域や危険箇所等の情報収集し下水道関連課に共有				資料4 連絡先一覧

表3.5.2 震災時非常時対応計画（勤務時間外）（2）

時間	優先実施業務	総務班	下水道復旧班（管路担当）	下水道復旧班（施設担当）	関連部局・企業等	参照資料
～6時間	降雨情報の確認（※）	・今後の降雨予報、千葉県防災ポータルサイトに て雨量・水位、河川の水位を確認。 →下水道関連課に共有		・降雨情報から浸水が懸念される場所を推定。 →土のう（水のう）・仮設ポンプの設置を下水 道施設維持管理業者に指示。	・ウォーターエージェンシー ・昱	資料15 支援要請
	通常業務の選定	・継続すべき通常業務の決定、中止業務を市民に お知らせ				資料16 通常業務の選定
～24時間	緊急点検		【河川・軌道横断および緊急輸送道路下に布設さ れた管路】 ・地上部から目視による人的被害につながる二次 災害の原因となる被害発見 ・被害による重大な環境汚染や機能支障の把握 →緊急調査開始（～2日）	【排水ポンプ場・貯留場・マンホールポンプ（全 箇所）・樋管】 ・下水道施設維持管理業者に緊急点検・調査実施 中。（～2日） 【調整池】 ・職員による点検実施中。（～2日）		資料9 管路施設
	支援要請・受援体制の 整備（※）	・県・協定締結先へ本部連絡員、総務部を通じて 人員・資機材の要請 ・受援体制の整備、受入場所（作業スペース・資 機材・保管場所）の確保	・被災状況から調査および復旧に関して、支援要 請の要否を判断し、現況と必要な支援内容を総務 班に報告	・被災状況から調査および復旧に関して、支援要 請の要否を判断し、現況と必要な支援内容を総 括・情報班に報告	・本部連絡員 ・総務部（応援・受援窓口）	資料4 連絡先一覧 資料15 支援要請
	被害情報の収集と発信 （※）	・情報が不足している地区の情報収集 ・緊急点検・調査等のデータ収集と整理 ・深刻な被害が出ている地域の被害状況の把握 ・市民等からの未確認情報の事実確認 ・被害状況・復旧見通し等を本部連絡員を経由し て情報発信	・緊急点検・調査等のデータ収集と整理 ・被害情報を総務班に報告	・緊急点検・調査等のデータ収集と整理 ・被害情報を総務班に報告	・本部連絡員 ・本部事務局（情報処理班）	資料5 被害情報収集 資料8 資機材・通信手段
	簡易な応急復旧工事計 画の策定	・工事スケジュール等、簡易な応急復旧工事計画 の策定 ・支援が必要な場合、本部連絡員より災害対策本 部を通じて協定先等に要請	・工事スケジュール等、簡易な応急復旧工事計画 の策定の補佐	・工事スケジュール等、簡易な応急復旧工事計画 の策定の補佐	・本部連絡員 ・総務部（応援・受援窓口）	資料4 連絡先一覧 資料15 支援要請
	定期業務	・災害情報の収集・共有 ・県への災害情報の報告 ・降雨情報の確認	・降雨情報の確認	・降雨情報の確認	・県土整備部下水道課	資料4 連絡先一覧 資料5 被害情報収集 資料6 災害情報の報告 資料7 水害想定
～2日	緊急調査		【重要な幹線等（緊急点検路線除く）】 ・地上部から目視による被害状況の把握 ・液状化等による広域被害地区の把握 ・簡易な応急復旧の必要性の判断 →一次調査開始（～14日）	【排水ポンプ場・貯留場】 ・人的被害につながる二次災害の原因となる被害 の発見 ・施設機能に重大な影響を与える可能性のある被害 の把握 ・優先的に点検すべき箇所、通報があった箇所の 調査 ・被災建築物の応急危険度判定 ・貯留場に保管されているPCBの確認 ・下水道施設維持管理業者に緊急点検・調査を依 頼。 →一次調査開始（～7日）	・ウォーターエージェンシー ・昱	資料4 連絡先一覧 資料9 管路施設 資料11 排水ポンプ場 資料12 貯留場
～3日	緊急調査			【マンホールポンプ（全箇所）】 ・マンホール蓋を開けて全体の被害状況を把握す る調査 ・通電している場合は、下水道施設維持管理業者 に依頼し、貯留場からマンホールポンプの動作状 況を確認 ・汚水溢水や機能支障の把握（資料11） →一次調査開始（～7日） 【樋管・調整池】 ・外観目視による点検、調査		資料4 連絡先一覧 資料10 マンホールポンプ 資料13 樋管・調整池

※…定期業務。応急復旧完了まで定期的に行う。

表3.5.2 震災時非常時対応計画（勤務時間外）(3)

時間	優先実施業務	総務班	下水道復旧班（管路担当）	下水道復旧班（施設担当）	関連部局・企業等	参照資料
～3日	簡易な応急復旧		【管路施設】 - 仮設ポンプ、仮設配管、汚泥吸引車で汚水溢水等の被害を解消 - 重大な機能障害および二次災害等の危険性を回避するための措置 - 確認された被害発生箇所では簡易な応急復旧が必要と判断された部分の応急復旧実施 - 応急復旧内容によって業者に依頼	【排水ポンプ場・貯留場】 - 仮設ポンプの設置による排水やポンプの稼働 - 配管破損箇所には仮設配管設置 - 重大な機能障害および二次災害等の危険性を回避するための措置 - 確認された被害発生箇所では簡易な応急復旧が必要と判断された部分の応急復旧実施 - 下水道施設維持管理業者へ簡易な応急復旧を依頼	- ウォーターエージェンシー - 昱 - 柏市建設業会 - 柏市建設関連防災ネットワーク - 三和総合	資料4 連絡先一覧 資料9 管路施設 資料11 排水ポンプ場 資料12 貯留場
	下水道復旧班（管路担当）の補佐		・施設担当の受け入れ、作業指示	・管路担当の応援		資料9 管路施設
	定期業務	- 災害情報の収集・共有 - 県への災害情報の報告 - 降雨情報の確認 - 支援要請・受援体制の整備 - 被害情報の収集と発信	- 降雨情報の確認 - 支援要請・受援体制の整備 - 被害情報の収集と発信	- 降雨情報の確認 - 支援要請・受援体制の整備 - 被害情報の収集と発信	- 県土整備部下水道課 - 本部連絡員 - 総務部（応援・受援窓口） - 本部事務局（情報処理班）	資料4 連絡先一覧 資料5 被害情報収集 資料6 災害情報の報告 資料7 水害想定 資料15 支援要請
～7日	一次調査		【すべての管きょ】 職員および応援者による一次調査実施中。（～14日）	【マンホールポンプ・排水ポンプ場・貯留場】 - 緊急点検・調査で異常が発見された箇所の被害の程度の把握 - 応急復旧・二次調査の必要性の判定 - 排水ポンプ場の最小限の機能回復を目指すための情報を得るための調査を実施 - 下水道施設維持管理業者に作業依頼 →応急復旧開始（～30日）	- ウォーターエージェンシー - 昱	資料10 マンホールポンプ 資料11 排水ポンプ場 資料12 貯留場
	定期業務	- 災害情報の収集・共有 - 県への災害情報の報告 - 降雨情報の確認 - 支援要請・受援体制の整備 - 被害情報の収集と発信	- 降雨情報の確認 - 支援要請・受援体制の整備 - 被害情報の収集と発信	- 降雨情報の確認 - 支援要請・受援体制の整備 - 被害情報の収集と発信	- 県土整備部下水道課 - 本部連絡員 - 総務部（応援・受援窓口） - 本部事務局（情報処理班）	資料4 連絡先一覧 資料5 被害情報収集 資料6 災害情報の報告 資料7 水害想定 資料15 支援要請
～14日	一次調査		【すべての管きょ】 - 全体の被害状況を把握するため、マンホール蓋を開けての調査 - 応急復旧・二次調査の必要性の判定 →応急復旧開始（～30日）		・応援者	資料9 管路施設
	定期業務	- 災害情報の収集・共有 - 県への災害情報の報告 - 降雨情報の確認 - 支援要請・受援体制の整備 - 被害情報の収集と発信	- 降雨情報の確認 - 支援要請・受援体制の整備 - 被害情報の収集と発信	- 降雨情報の確認 - 支援要請・受援体制の整備 - 被害情報の収集と発信	- 県土整備部下水道課 - 本部連絡員 - 総務部（応援・受援窓口） - 本部事務局（情報処理班）	資料4 連絡先一覧 資料5 被害情報収集 資料6 災害情報の報告 資料7 水害想定 資料15 支援要請
～30日	応急復旧	・本部連絡員より災害対策本部を通じて業者・応援者を手配	・応急復旧工事の実施	・応急復旧工事の実施	- ウォーターエージェンシー - 昱 - 柏市建設業会 - 柏市建設関連防災ネットワーク - 応援者 - 本部連絡員 - 総務部（応援・受援窓口）	資料4 連絡先一覧 資料9 管路施設 資料10 マンホールポンプ 資料11 排水ポンプ場 資料12 貯留場
	定期業務	- 災害情報の収集・共有 - 県への災害情報の報告 - 降雨情報の確認 - 支援要請・受援体制の整備 - 被害状況等の情報収集と情報発信	- 降雨情報の確認 - 支援要請・受援体制の整備 - 被害情報の収集と発信	- 降雨情報の確認 - 支援要請・受援体制の整備 - 被害情報の収集と発信	- 県土整備部下水道課 - 本部連絡員 - 総務部（応援・受援窓口） - 本部事務局（情報処理班）	資料4 連絡先一覧 資料5 被害情報収集 資料6 災害情報の報告 資料7 水害想定 資料15 支援要請

表3.5.3 水害事前準備

時間	優先実施業務	総務班	下水道復旧班（管路担当）	下水道復旧班（施設担当）	関連部局・企業等	参照資料
予報確認 ～到達3日前	上下水道災害対策本部 の立ち上げ	・ 配備検討会議の結果、下水道関連課の体制を決定 ・ 上下水道局災害対策本部の立上げと指揮系統の確立 ・ 本部連絡員は災害対策本部への初動連絡			・ 本部連絡員	資料3 上下水道局災害対策本部 立ち上げ
到達3日前 ～2日前	降雨情報等の確認 下水道施設に関する情 報の確認	・ 今後の降雨予報、千葉県防災ポータルサイトにて雨 量・水位、河川の水位を確認、下水道関連課に共有	・ 降雨情報から洪水ハザードマップ、内水ハザードマッ プ等で下水道施設の被害を想定 ・ 確認結果を総務班に報告	・ 降雨情報から洪水ハザードマップ、内水ハザードマッ プで下水道施設の被害を想定 ・ 下水道施設維持管理業者に貯留場および排水ポンプ場 の非常用発電機の運転状況燃料状況を確認 ・ 確認結果を総務班に報告 ・ 下水道施設維持管理業者に非常用発電機と排水ポンプ の予備機の稼働点検の依頼	・ ウォーターエージェンシー ・ 昱	資料4 連絡先一覧 資料7 水害想定
	関連行政部局、民間企 業との連絡調整	【全部局共通】 ・ 今後の連絡体制 ・ 役割の確認 ・ 下水道施設に関する情報の共有 【土木部】 ・ 道路陥没や応急復旧、浸水後の土砂除去等の協議・取 り決め ・ 河川排水課経由で柏市建設業会への緊急出動、資機材 借用依頼 【河川管理者、環境部局】 ・ 緊急放流等の協議	【民間企業】 ・ 発災時の緊急措置、応急復旧依頼業者との連絡体制の 確認	【民間企業】 ・ 発災時の緊急措置、応急復旧依頼業者との連絡体制の 確認 ・ 排水ポンプ車、発電機、発電機燃料の要請準備	・ 土木部 ・ 河川排水課 ・ 水防本部 ・ 河川管理者 ・ 環境部局 ・ 民間企業	資料4 連絡先一覧 資料14 関連部局との調整
到達2日前 ～1日前	水害発生に備えた事前 準備	・ 資機材の備蓄状況の確認 ・ データ類の保護	・ 浸水懸念地域の巡視	・ 浸水懸念地域の巡視	・ ウォーターエージェンシー ・ 昱	資料3 上下水道局災害対策本部 立ち上げ 資料4 連絡先一覧 資料8 資機材・通信手段 資料15 支援要請 資料17 水害事前準備
1日前 ～12時間前	水害発生に備えた事前 準備	・ 資機材の備蓄状況の確認 ・ データ類の保護	・ 浸水懸念地域の巡視 ・ 浸水防止のための措置（土のう（水のう）設置、排水 ポンプ車・発電機・燃料の要請準備、仮設ポンプの用意 等）	・ 浸水懸念地域の巡視 ・ 現場状況を総合的に勘案し、下水道施設維持管理業者 に浸水防止措置実施の依頼 ・ 浸水防止のための措置（土のう（水のう）設置、排水 ポンプ車・発電機・燃料の要請準備、仮設ポンプの用意 等）	・ ウォーターエージェンシー ・ 昱	資料4 連絡先一覧 資料8 資機材・通信手段 資料15 支援要請 資料17 水害事前準備
到達12時間前 ～直前	水害発生に備えた事前 準備	・ 資機材の備蓄状況の確認 ・ データ類の保護 ・ 発災後の対応内容と役割の確認	・ 浸水懸念地域の巡視 ・ 浸水防止のための措置（土のう（水のう）設置、排水 ポンプ車・発電機・燃料の要請準備、仮設ポンプの用意 等）	・ 浸水懸念地域の巡視 ・ 現場状況を総合的に勘案し、下水道施設維持管理業者 に浸水防止措置実施の依頼 ・ 浸水防止のための措置（土のう（水のう）設置、排水 ポンプ車・発電機・燃料の要請準備、仮設ポンプの用意 等）	・ ウォーターエージェンシー ・ 昱	資料4 連絡先一覧 資料8 資機材・通信手段 資料15 支援要請 資料17 水害事前準備
	関連行政部局、民間企 業との連絡調整	・ 関連行政部局に発災後の対応内容と役割の再確認	・ 関連行政部局に発災後の対応内容と役割の再確認	・ 関連行政部局に発災後の対応内容と役割の再確認	・ ウォーターエージェンシー ・ 昱	資料4 連絡先一覧 資料17 水害事前準備
到達後 （発災後）	被害状況確認	・ 市民からの問い合わせ内容の確認 →下水道関連課に共有		・ 排水ポンプ場・貯留場施設の被害状況を下水道維持管 理業者に確認 →総務班に報告	・ ウォーターエージェンシー ・ 昱	資料4 連絡先一覧 資料5 被害情報収集
	施設巡視・復旧	・ 排水ポンプ車、清掃と消毒および停電地域の施設に可 搬式発電機・燃料を本部連絡員経由で災害対策本部に要 請	・ 浸水懸念地域、被害箇所の巡視 ・ 道路冠水、汚水溢水の解消 ・ 復旧作業に必要な支援を総務班に報告 ・ 業者に復旧作業の指示 ・ マンホール蓋飛散箇所の交通規制	・ 浸水懸念地域、被害箇所の巡視 ・ 現場状況を総合的に勘案し、下水道施設維持管理業者 に復旧作業の依頼 ・ 施設内滞留水排除 ・ 道路冠水、汚水溢水の解消 ・ 復旧作業に必要な支援を総務班に報告 ・ 業者に復旧作業の指示 ・ マンホール蓋飛散箇所の交通規制	・ ウォーターエージェンシー ・ 昱 ・ 本部連絡員 ・ 総務部（応援・受援窓口） ・ 土木部 ・ 環境部 ・ 湯浅柏オイルセンター ・ 三和総合工業 ・ 県土整備部下水道課	資料4 連絡先一覧 資料15 支援要請 資料17 水害事前準備 資料18 水害復旧
	被害状況の報告	・ 災害対策本部、県土整備部に被害状況の報告			・ 本部連絡員 ・ 県土整備部下水道課	資料6 災害情報の報告